

28 宗農委第 10040 号

平成 28 年 10 月 5 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様

宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市農業委員会会長 山口 義嗣

( 農業委員会事務局 )

定期監査の結果に基づく措置状況について ( 報告 )

平成 28 年 9 月 26 日付 28 宗監第 10020 号で通知のあった標記の件について、  
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（農業委員会）

定期監査実施日：平成27年9月24日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）農業委員会の総会に関する事蹟について                      農業委員会会議規則において、総会の議事録には議長が指名した2人の委員が署名しなければならないと規定されているが、議長と2人の署名人の氏名が印刷され、それに押印した議事録が事蹟としてつづられているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）農業者年金に関する事蹟について                      起案文書「農業年金受給権者の職権による失権処理について」において、発信文書の文書番号を取得しているが、発信文書に文書番号を記載せずに「（依頼文書）」と記載している。また、收受書類に受付年月日及び受付番号を記載していないもの、誤った内容を加筆して訂正しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（3）農地法第3条・第4条・第5条の許可に関する事蹟について                      申請書類の農業委員会欄に「進達年月日」及び「受付番号」の記載があるものとなないもの、また、申請書に添付されている書類に原本が添付されているものと写しが添付されているものがあり、事務処理が統一されていないので、事務処理を適正に行われたい。                      さらに、申請書の添付書類の記載内容を修正テープを用いて訂正しているもの、書類を訂正しているが訂正印を押印していないもの、添付書類「水利関係承諾書」については、承諾者の役職を確認できないもの、承諾にあたっての条件の有無を確認できないものがあるが、そのまま受領しているもので、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（1）農業委員会の総会に関する事蹟について                      総会の議事録は、平成28年度から農業委員会会議規則に基づき議長が指名した2人の委員が自筆で署名、押印するように改め、事務処理を行っております。</p> <p>（2）農業者年金に関する事蹟について                      定期監査での指摘後、適切に事務処理を行うことを職場内の会議で周知徹底し、不備がないよう複数の職員で確認を行っております。</p> <p>（3）農地法第3条・第4条・第5条の許可に関する事蹟について                      定期監査での指摘後、申請書類の記載漏れ、添付書類の不統一、修正テープ使用等の不備がないよう複数の職員で確認を行うようにしました。                      また、適切に事務処理を行うよう職場内の会議において周知徹底を行いました。</p>

( 4 ) 農地法諸証明書発行料に関する事蹟について

農地法に基づく各種証明に係る申請書については、申請者記載欄と宗像市農業委員会の会長が押印して証明する欄が一体となった様式となっているため、証明処理済みの申請書の写しが保管されており、申請書の原本がほとんどつづられていない。また、様式に決裁欄がなく証明発行に対する決裁の状況を確認できないので、事務処理を適正に行われたい。

さらに、宗像市手数料条例第3条において、「手数料は、当該手数料に係る申請があったとき又は当該申請に係る書類を交付するときに、申請者からこれを徴収する。」と規定されているが、証明書交付時に納付書を渡して手数料の納入を求めているため、手数料が事後納入となっているので、適正に手数料を徴収されたい。

( 4 ) 農地法諸証明書発行料に関する事蹟について

平成 28 年度の申請分から申請書の原本に決裁欄を設けて受けを行うようにしました。

また、証明につきましては申請書の写しに公印を押印し、発行することで事務処理を適正に行うようにしました。

手数料の徴収は、条例の規定に基づく方法に改める目的で、納付書から証紙添付による納付に変更するか検討を行っているところです。